

令和6年度 第1回貝塚市景観審議会議事録（要約版）

日 時	令和6年5月24日（金） 10時00分～12時00分
場 所	市役所3階 公房会議室
出 席 者	委員7人
会 議 次 第	<p>（1）開会</p> <p>（2）報告</p> <p>報告1. 令和5年度第2回貝塚市景観審議会におけるご意見と対応について（令和5年11月16日開催）</p> <p>報告2. 都市計画審議会への中間報告結果について（令和5年12月5日開催）</p> <p>報告3. 「貝塚市の景観に関する意識調査」の集計結果について</p> <p>報告4. 市民説明会及び意見交換会の開催結果について</p> <p>（3）案件</p> <p>案件1. 貝塚市景観計画（素案）について</p> <p>案件2. 貝塚市景観条例（案）について</p> <p>（4）その他</p> <p>令和6年度第2回貝塚市景観審議会開催日程について</p> <p>（5）閉会</p>

（1）開会

（2）報告

報告1. 令和5年度第2回貝塚市景観審議会におけるご意見と対応について（令和5年11月16日開催）

報告2. 都市計画審議会への中間報告結果について（令和5年12月5日開催）

報告3. 「貝塚市の景観に関する意識調査」の集計結果について

報告4. 市民説明会及び意見交換会の開催結果について

事務局：（説明）

⇒特に意見なし。

（3）案件

案件1. 貝塚市景観計画（素案）について

事務局：（説明）

議長：資料5-1 P.16「景観と特徴の課題」の中の「山並みの景観」と「農村集落・田園の景観」については、最近、農村から山手エリアにかけて「里山」という言葉がよく使われている

るので、どちらかに「里山」という言葉を入れた方が良いと思うがみなさんはいかがか。

事務局：蕎原地域については、農村集落という言葉が結びつくと思う。ただし、蕎原地域については、葛城山の麓にも位置するので、「農村集落・田園の景観」と「山並みの景観」のどちらにも関連する景観だと思う。

議長：単語的に「里山」という言葉が出てきていないため、文章の中のどこかに入れた方が良くと思う。

事務局：「里山」というキーワードをどこに入れるべきか検討する。

議長：「農村集落」と「里山」は関連性が高いこともあるので、「農村集落・田園の景観」の文章中に入れるのがなじみが良いかと思う。

委員B：資料5-1 P. 21「3-1 景観づくりの目標」のところで、「景観づくりと『共感』による担い手育成」とあるが、集落で営農できなくなっている現状を見ると、担い手不足であり多様な主体がないという状況があるように、担い手づくりの中での課題があるかと思う。具体的には難しいかもしれないが、意識調査の中で出てきた意見について、計画書に盛り込むことはできないだろうか。また、意識調査や意見交換会で得られた市民の意見をどう活かしていくのか、資料をどのように使っていくのか、も含めて教えていただきたい。

事務局：意識調査の目的の一つとして、市民の景観に対する現状の考えを調査した部分がある。その部分については、資料5-1 P. 16からの「景観の特徴と課題」の中で反映させていただいた。特に「自然・歴史景観」に関するご意見が多かったので、そのあたりを中心に表記させていただいた。また、「空き家」に関する意見もあったため、資料5-1 P. 19「住宅地の景観」に記載した。その他、意見交換会や自由記述で得られた意見については、個々の意見に対する内容を計画書に記載することは難しいが、第6章の推進方策の中に反映している。また、今回の計画書の中に反映するだけでなく、今後の重点地区指定に向けての検討資料として活用していきたい。また、市民や事業者の景観に対する意識が、意識調査を見る限り低いということも見えてきたため、今後の景観意識啓発についても意識調査や意見交換会での意見を活かしていきたい。

委員B：具体的に書くというわけではなく、今後の重点地区指定に役立つように検討していくということが分かる文言を少しでも追記すると、意見がどう繋がっているのかが分かりやすくなると良いと思う。

議長：資料5-1 P. 30 下から5行目に「地域住民や関係者の意向を十分に鑑みながら」と書かれており、そこにこれまでの話が全て含まれているかと思うが、さらにここに「市民意識調査等を踏まえた」と付け加えるかということになる。一方で、地元で活動されている各種団体等もあるかと思われるので、現在の表記で良いと思うが、事務局でも検討をお願いしたい。

議長：本市では屋外広告物条例の審議会はないということによろしいか。大阪府の指定基準を運用しているということか。

事務局：はい。その通りです。

委員H：色彩基準の基本的な考え方としては、

大阪府の色彩基準をベースにしている。

市街地・山並みのエリアは大阪府より少し厳しくし、南海貝塚駅周辺については少し緩めてにぎやかさを出す。

南海貝塚駅周辺については、大阪府の景観計画区域に入っていないエリアなので、今回新たな基準を設定し、新たな規制をかけていく。

という考え方でよろしいか。

事務局：はい。その通りです。

委員H：大阪府の基準では一律の基準となってしまうため、そういう意味ではきめ細かに基準が設けられ、大阪府の基準も踏まえながら、新たな基準設定されているため、実態とも大きく異なる状況だということかと理解したため異論はない。

委員I：資料5-2 P.10「湾岸景観エリア」では、大阪府の基準に「アクセントカラーはサブカラーの面積と合計して外壁各面で1/3以下の面積とすること。」を加えているが、その理由を教えてください。また、「市街地景観エリア」も大阪府の基準から変更した箇所があるが、その趣旨を教えてください。

事務局：1つ目の質問に関して、「湾岸エリア」は、工場が多いエリアになる。事業者によっては、部分的に色合いを出したいというケースもあるかと考えている。そのような意向を考慮し、他の内陸で認めているサブカラー・アクセントカラーの使用についても足並みをそろえている。2つ目の質問に関して、近隣の和泉市や岸和田市の基準を参考に、大阪府基準より一つ厳しい基準を設けた。また、大阪府の色彩基準は府内一律であるため、自然景観の多い貝塚市に見合った少し厳しい色彩基準を設けた。

委員F：資料5-2 P.11「湾岸景観エリアにおける色彩基準（案）」の中で、明度の一番上を敢えてはずしているが、何か理由はあるのか。

事務局：大阪府の湾岸エリアの基準が明度9未満という設定をされており、そちらに足並みをそろえて設定している。

委員B：資料5-1 P.33の景観形成基準の中の「太陽光発電施設」について、「ただし、建築物に付属するものは除く」となっているが、建築物に付属している太陽光パネルについて基準はないのか。

事務局：建築物に付属する太陽光パネルについては、建築物で届出が出てきたときに建築物と一緒に協議を行う。

議長：一般的にも、景観の中で太陽光パネルの設置に関する規制はなく、屋根と判断した場合は、無彩色系の黒にしてくださいなどといった色彩に関する景観誘導になるかと思われる。

委員I：資料5-1 P.32「屋上付帯物」について「高架水槽」と書かれているが、「高架水槽や太陽光発電施設など」というように明示した方が分かりやすい。

事務局：「屋上付帯物」に「高架水槽や太陽光発電施設など」を追記する。

委員D：資料5-1 P.19「商業地・街なかの景観」について、本市の玄関口である南海貝塚駅周辺の景観の課題である「空き家」について追記できないか。

事務局：貝塚市の都市計画マスタープランや立地適正化計画などにおいて、駅周辺での整備方針を出している。今後、駅山側の地区については、都市計画の見直しを進める予定であるが、その内容を景観計画にどこまで記載できるか検討していきたい。

委員F：資料5-1 P.33「開発行爲」について、無電柱化について記載されていないが、無電柱化に対する考えを教えてください。

事務局：無電柱化については景観面だけでなく、防災面においても重要な部分と思われるが、開発行爲等の中での基準とする前例はなかなか無い。また、事業者の費用面での負担が大きいため、基準の中に明記するのは難しいと考えている。今後、重点地区の指定の検討を進める中で、エリアを限定して地元・事業者の合意が得られるようであれば、そこで明記するかを検討できるのではないかと考えている。

議長：無電柱化については一体的に地域の方々や事業者も含めた合意形成を図る必要があるため、今後、具体的なアクションを起こしていく中で検討していきたい。

委員I：資料5-1 P.19「商業地・街なかの景観」について、駅周辺で散見される老朽した空き家の現状認識を書くべきだと思う。ただし、空き家対策自体は、今年度策定予定の空き家対策計画の中で書くようになるかと思う。

議長：現状の街並みの様子の追記について、検討していただきたい。

事務局：現状の街並みの様子について、「空き家」というキーワードを用いて追記する。

議長：「許可申請」、「空き家活用」、「老朽空き家対策」は似て非なるものであるため、「老朽空き家」と記載するか、については検討が必要だと思う。

委員B：資料5-1 P.33の欄外に「景観アドバイザー一部会」について表記されているが、突然、景観アドバイザーのことが出てくるので、P.31の基本的な考え方の部分で「景観アドバイザー一部会を設置して景観の協議をしていく」というような文言を追記して、協議・助言型の景観誘導の仕組みを展開していくということを明記すればいいのでは？

議長：後ろのP.41の6章部分に景観アドバイザーのことが書かれているので、繋がるかと思われるがいかがか。

委員B：景観アドバイザー会議を設置して協議を行うということは、事業者、アドバイザー、行政が一体となって景観形成を進めていくものと考えているので、重要な部分になるかと思われる。

議長：P.41「⑥景観アドバイザー」について「検討します」を「実施します」に変更すれば、P.31「基本的な考え方」で「景観アドバイザー」について追記ができると思う。そして、P.31「基本的な考え方」には、アドバイザー一部会を設け、実際に運用していくという内容を記載してはどうか。

事務局：P.41「⑥景観アドバイザー」を文章変更、P.31「基本的な考え方」に景観アドバイザーについて追記する。

委員H：行政だけで進めるのではなく、様々な団体、地元組織と一緒に進めるという考え方は大阪府が進めている景観まちづくり（都市景観ビジョン大阪）とも共通している。景観意識の啓発については、大阪府としても大事にしていきたい部分であり、大阪府と引き続き連携して進めていくと記載していただくとありがたい。また、資料 5-1 P.2 に大阪府景観計画と記載されているが、「都市景観ビジョン・大阪」も明示していただければありがたい。

議長：資料 5-1 P.40 にも「府と連携」や「都市景観ビジョン・大阪」を記載し、「府と協力体制をとり府・市・市民の方々と一緒にやっていきます」ということを表記していただければよいと思う。

事務局：資料 5-1 P.2、P.40 に追記する。

委員B：第6章の推進方策についてフローチャートを作成してみてもどうか。図として示されると、それぞれ箇条書きした内容がどことつながっているのかが分かりやすいかと思われる。例えば①「景観意識の啓発」がベースにあって、②「協働の景観づくりの仕組みづくり」に派生しているなどが書かれていると良いと思う。また、①「景観意識の啓発」について、まちへの愛着や誇りがベースにあって、そこから景観を大切にするという話になると思う。さらに、学校教育の中での景観についても表記してもいいかと思う。

事務所：教育的な観点だと「貝塚学」という多方面から貝塚の民話や地域的な部分を冊子化したものがあり、この冊子を用いて地域に関する教育を実施している。

委員B：景観意識の啓発の部分で、「子どもの頃から」などといった表現を入れるのはいかがか。

議長：資料 5-1 P.21～P.23「基本方針」を実現していくためには、どのような推進が必要か、について6章「景観形成の推進方策」に記載している。これに関しては一対一対応にはならないため、構造化して図に示すことは難しい。ただし、基本方針を実現するために推進方策が足りているかどうかの確認は必要かと思う。

また、子供の頃から愛着や親しみを持ってという内容は、本来、総合計画で書く内容になるかと思われるので、景観の中でどこまで書けるかというところがある。「啓発活動の一部として、子供たちに、住みやすい美しい貝塚を継承していく必要がある」などといった文章を追記すべきか検討すべき。

案件2. 貝塚市景観条例（案）について

事務局：（説明）

議長：手続きの流れが分かりやすいように、届出のフロー図は入れないのか。

事務局：届出部署が変わることもあるため、景観計画の中に表記するのではなく「ガイドライン」あるいは別紙での添付を予定している。

委員I：工作物には屋外広告物は入らないか。

事務局：入りません。

(4) その他

令和6年度第2回貝塚市景観審議会開催日程について

事務局：貝塚市景観計画（素案）は、8月下旬にパブリックコメントを実施し、市民の方から意見聴取を行う。本日いただいたご意見については、事務局にて検討を行い、文章の体裁や表現の統一などについても再度チェックを行うなど本計画書の修正を進めたい。なお、計画書の内容修正については、議長に一任とさせていただきたい。

⇒異議なし。

事務局：第2回景観審議会は、令和6年7月26日（金）14時30分から公房会議室で開催を予定している。案件はガイドライン（案）を予定している。開催通知は後日メール等で送付する。

(5) 閉会